

# 姫路市雨水浸透ます設置基準

## 1. 目的

この基準は、姫路市雨水浸透ます設置助成金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）の規定に基づく雨水浸透ますの設置について、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 構造等

雨水浸透ますは、ます本体が透水性を有し、その周囲に砕石等が充填され一体的な構造であり、ますの側面及び底面から雨水を地下に浸透させる機能を有する施設をいう。

浸透ますの配置、材質、形状、構造等は、下記の事項による。

- (1) 浸透ますは、雨水排水系統の起点、会合点、屈曲点、終点、その他管渠内径、勾配の変化する箇所、管渠内径又は、内のり幅の 1 2 0 倍を超えない範囲内において維持管理上必要な箇所に設置する。
- (2) 浸透ますの材質は、コンクリート製、塩化ビニール製等とする。
- (3) 浸透ますの形状及び構造は、内径又は内のり 1 5 cm から 5 0 cm までの円形又は角形とし、堅固で耐久性のある構造とする。
- (4) 浸透ますの底部は、モルタルなどで水封せず、維持管理しやすい構造とする。
- (5) 浸透ますの蓋は、堅固で耐久性のあるものを使用し、設置場所に合った構造とする。
- (6) 多量のごみの流入が予想される場合は、取り外しのできるごみ取り除きフィルター等を設置する。

### (2) について

#### ア コンクリート製（コンクリート多孔製、ポーラスコンクリート製）

- ・耐久性があり、目詰まりしにくく、清掃等の維持管理が容易であること。
- ・急激な雨量の流入に対応が可能であること。

#### イ 塩化ビニール製等

- ・軽量であり、取扱いが容易であること。
- ・小型であり狭小地でも設置が可能であること。

材料の選定に当たっては、現場状況、施工性、経済性、清掃、維持管理等を考慮して決定すること。

(4) について

浸透ますの底部は、ますの底部を浸透構造とした場合は、直接地中に雨水が浸透できるが、ごみ、落ち葉、土砂等の堆積による目詰まりにより浸透機能に支障をきたす場合があるので、設置場所の立地条件等を考慮すること。対策として目詰まり防止装置などを施すこと。

(5) について

浸透ますの蓋は、鋳鉄製、鋼製、コンクリート製、塩化ビニール製等で堅固なものを使用すること。地表面より雨水を集水し直接取り込める構造（格子蓋等）のものが有効であるが、清掃及び維持管理等を考慮して決定すること。

(6) について

ごみ等による浸透施設が目詰まりを防止するための装置で、ごみ除去フィルター、管口フィルター、底部ごみ除去フィルターなどがあり、浸透ますの形状や材質、使用場所などを考慮し適切なものを使用すること。

ア ごみ除去フィルターは、浸透ます蓋が有孔蓋、グレーチング蓋を使用した場合に使用し、ごみなどを取り除くために設ける装置で、金網、塩化ビニール製等のものがある。

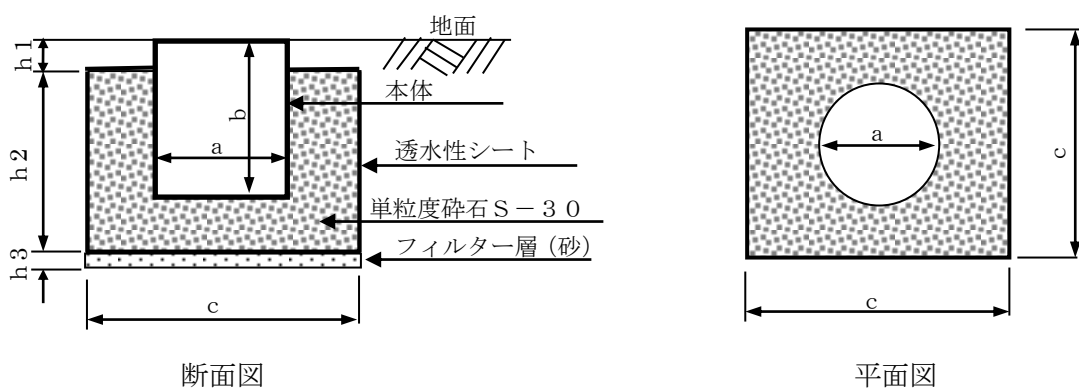
イ 管口フィルターは、浸透ますから排水管へのごみ等の流入を防止するための装置で、金網等のものがある。

ウ 底部ごみ除去フィルターは、浸透ますの底部の目詰まり等を防止する装置で、金網、ポラスコンクリート製等のものがある。

(図1) 浸透ますの種類 (例)



(図2) 浸透ますの構造 (例)



浸透ます寸法表

単位：mm

ますの径 a	ますの高さ b	h 1	h 2	h 3	掘削辺 c
150	400	100	600	50	600
200	400	100	600	50	600
250	500	100	600	50	600
300	500	100	700	50	700
350	600	100	700	50	700
400	600	100	800	50	800
500	800	100	900	50	1000

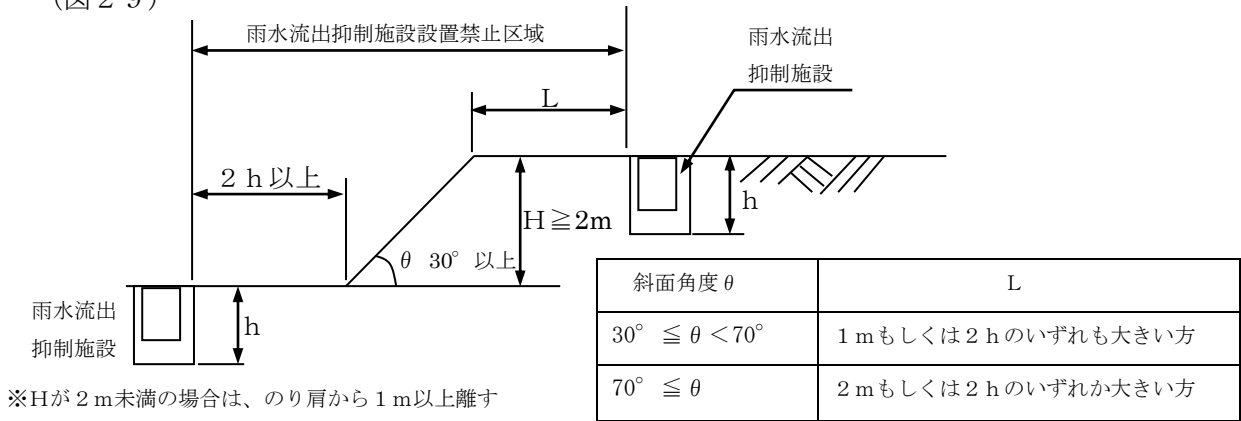
### 3. 雨水浸透ます設置禁止区域について

次のような法令指定区域等では、雨水流出抑制施設の設置を禁止しているため、下記区域に該当する場合は、姫路市へ確認すること。

#### 雨水浸透ます設置禁止区域

- (1) 地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、液状化危険区域、砂防指定地、宅地造成工事規制区域
- (2) 地下水位が高い場合（雨水浸透ます設置時の掘削底面より高い場合）または掘削底面の地盤が粘性土等の土質（透水係数： $5 \times 10^{-5} \text{cm/s}$  以下）で雨水浸透能力が確保されない箇所  
（参考として浸透適地マップ（浅）を参照のこと）
- (3) 下図に示される傾斜地近接箇所

(図 29)



### 4. 排水施設に関する事項

- (1) 排水施設は、宅地内から発生する雨水を有効に排出するとともに、その排出によってその周辺の地域に溢水による被害が生じない構造とすること。
- (2) 雨水及び汚水は、原則として分流式で排出し、雨水ますのみを浸透施設とすること。
- (3) 雨水浸透ますは、建築物及び隣接境界（擁壁等の工作物がある場合は法尻）との離隔を 30cm 以上とすること。

### 5. 雨水浸透ますの維持管理

雨水浸透ますは、ごみ、枯れ葉、土砂等の体積によって目詰りを起こし、浸透能力の低下を生じることが予想されるため、定期的に点検し、必要があれば清掃等を行い機能維持に努めること。